

協議第 18 号

合併協定項目一括提案について

以下の協定項目について、次のとおり一括提案する。

1・2 略

3 特別職の職員の身分の取扱い

(1) 市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置く。

人数及び任期は法令の定めるところによる。

給与は現行給与額をもとに合併時に再編する。

(2) 行政委員会（農業委員会を除く。）の委員数及び任期については、各法令の定めるところによる。報酬は、現行報酬額をもとに合併時に再編する。

(3) 審議会、委員会等の附属機関については、次のとおりとする。

1市3町のいずれかに設置されているものは、合併時に再編する。

人数、任期及び報酬額については、現行の制度をもとに合併時に再編する。

(4) その他の非常勤の特別職は、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

(5) 新市の市長の職務執行者については、1市3町の長が別に協議して定める。

4 ~ 2 1 略

平成 1 7 年 1 月 1 2 日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会
会 長 深谷市長 新 井 家 光